

・保存版・

武芸川地域振興計画

美しい緑と清らかな川
郷土愛と温もりにあふれるまち



平成27年6月

武芸川まちづくり委員会



武芸川地域振興計画

1 策定の背景と目的

住みよいまちづくりを進めるためには、高齢者の見守りや生きがいの創出、子育て支援や青少年の健全育成等の地域福祉に関する課題をはじめ、美しい自然環境の保全、防犯防災対策、交通安全対策などの多種多様な地域課題への対応が求められています。

この計画は、武芸川に暮らす人々が、お互いに助け合い、知恵を出し合って地域の特色を活かした魅力あるまちづくりのために、住民及び団体相互の交流及び連携を推進し、安心して生活できる住みよい地域をつくることを目的に策定しました。

2 性格及び役割

この計画は、基本方針と基本施策・主な事業で構成しています。武芸川まちづくり委員会を中心に住民自らが地域の課題解決のために重点的に取り組んでいく事業を明らかにしたものです。

3 計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

4 まちの将来像

『 美しい緑と清らかな川 郷土愛と温もりにあふれるまち 』

5 基本方針

豊かな自然や伝統文化が息づき
うるおいと安らぎに満ちたまちづくり

- ① 恵まれた森林や里山の保全
- ② 清流武儀川の水質・生態系の保全と河川美化活動を通じた親水空間の創出
- ③ 地域の歴史、風土で育まれた文化資源や歴史遺産の伝承
- ④ 四季を通して花のあふれるまちづくり
- ⑤ 交流人口の増加をめざした武芸川の魅力の情報発信

郷土に誇りと愛着を持つ子どもが
健やかに育つまちづくり

- ① 世代間の交流を通じた子育て環境の充実
- ② 昔からの遊びや郷土に根づいた良き生活慣習の伝承
- ③ 心豊かな子どもを育てる機会、環境づくり

お年寄りに生きがいと安らぎを
与えられるまちづくり

- ① 有能な団塊世代の有効活用
- ② 地域のたまり場づくり
- ③ 高齢者の見守りと生活支援

安全・安心で住民の健康と
定住を高めるまちづくり

- ① 防犯・防災、交通安全対策の充実
- ② 健康づくりの推進
- ③ 便利で快適な交通網の整備と定住を高める基盤づくり

人と人がふれあい支え合うまちづくり

- ① コミュニティの育成
- ② 地域づくりを支える活動の支援と住民相互の交流推進
- ③ 地域住民が一堂に集う目玉イベント・冠事業の開催

ゆったりと流れる地域のシンボルである清流武儀川、南北に広がる四季折々の豊かな表情を見せる美しい山々、それを背景にたたずむ家並み、温かく思いやりに満ちた人々の営み、こうした風景、環境をいつまでも守り次世代に引き継いでいくことが大切です。

また、武芸川で生まれた人や住む人々がいつまでも住み続けたいと思う、うるおいと安らぎを与えるまちづくりをめざします。

カタクリ群生地を中心とした散策コースの整備や、寺尾ヶ原の桜やもみじなど自然を有効に活用します。



1-1 恵まれた森林や里山の保全

寺尾ヶ原一帯を生産林から観賞林へと再生を図り、四季折々の風情を楽しめる場として整備するとともに、周辺の山々を含め遊歩道や自然観察園を整備します。

- 一色地区カタクリ群生地の保全活動の支援
- 寺尾ヶ原一帯の観賞林、公園の整備に向けた気運づくり
- 山林の保水力向上のための、間伐推進と広葉樹植栽の推進
- 里山や竹林の保全活動の支援



寺尾ヶ原千本桜

1-2 清流武儀川の水質・生態系の保全と河川美化活動を通じた親水空間の創出

自然にやさしい水辺の生態系の保全と河川美化活動を通じて、自然とふれあい、人々が集い、憩い、楽しめるレクリエーション空間を創出します。

- 武儀川の水生生物調査を実施し、生態系の保全
- 寺尾谷のホタル祭りの支援
- 河川敷の立木伐採や水辺環境の保全
- 地域一丸となって人が集う河川環境づくり
- 水辺公園をみんなが楽しめる親水空間として創出
- 清掃ボランティア制度の設立



広葉樹の植栽



谷口水辺公園



武儀川の鮎友釣り

1-3 地域の歴史、風土で育まれた文化資源や歴史遺産の伝承

武芸川には縄文時代前期の貴重な古代史跡、武芸八幡宮や大跡部神社、苔むす美しい参道の汾陽寺、法泉寺などの神社仏閣、禅宗の高僧仙厓和尚生誕の地、春日局ゆかりの地に加え、武芸八幡宮花馬まつりや一色十六拍子太鼓など多くの文化資源があります。これらを地域の宝として保存・伝承します。

- 地域の自慢大会の開催
- 歴史の散歩道や観光案内看板の整備、観光マップの作成
- 高齢者活用による歴史案内人制度を設け、昔話や言い伝えの伝承
- 関にし秋の祭典を支援し、歴史や伝統文化の発表の場づくり
- 郷土史研究会による歴史・文化講座の開催



武芸八幡宮花馬まつり

1-4 四季を通して花のあふれるまちづくり

武芸川といえば寺尾ヶ原千本桜で知られているが、桜のシーズンが賑わうだけであり、四季を通して花のあふれる、うるおいと安らぎを与えるまちづくりをめざします。

- 寺尾ヶ原の紅葉を有効活用し、通年で親しめるイベントの開催
- 千本桜に通じる道路を桜街道とした植栽の推進
- 国道418号線フラワーロードの景観保全
- 休耕田や空き地、河川敷を活用した「花いっぱい運動」の展開



花いっぱい運動

1-5 交流人口の増加をめざした武芸川の魅力の情報発信

多くの方が武芸川を訪れるよう魅力ある地域をつくるとともに、観光資源を積極的にPRします。

- ホームページを活用し、魅力ある地域資源や観光情報の発信
- 商工会との連携による、特産品の開発や販路の開拓
- 寺尾ヶ原千本桜公園を活用した特産品のPR
- 道の駅むげ川を中心に近隣の道の駅と連携し、ご当地グルメ大会の開催
- 武儀川を市内外の方に川遊びを楽しめる空間として提案
- 武芸川の美しい自然、ものづくり技術、郷土料理等の情報発信



武芸川温泉ゆとりの湯



道の駅むげがわ

まちづくりは人づくりと言われるように、明日の武芸川を担う子どもたちの教育環境の整備が必要です。

地域ぐるみで、武芸川に誇りと愛着を持つ子どもを育てることが大切です。そのために、地域の子どもたちを健やかに育むよう大人が子どもに地域のことを教える機会をつくります。



2-1 世代間の交流を通じた子育て環境の充実

若者が定住するためには、子育て環境が充実した地域でなければなりません。地域全体で子育てを支援する仕組みをつくります。また、親子同士が集い、交流できる場をつくり、安心して子育てができる地域をめざします。

- 子育て時期の親子が集まれるたまり場づくり
- 「てらっこ」の支援
- 子育てや生活の知恵を学ぶ多世代型交流事業の実施
- 地域における子どもの一時預かりなど子育ての支援の仕組みづくり
- 子どもが元気に遊べるよう山や林、川など自然を活かした遊び場づくり



てらっこの光景

2-2 昔からの遊びや郷土に根づいた良き生活慣習の伝承

武芸川に誇りと愛着を持つ子どもを育てるために、昔からの遊びや地域に根づいた生活の知恵、ものづくり、郷土料理などを教える機会をつくります。

- 自然の恵みにふれあう体験(山菜採り、魚釣り、キノコ狩り)
- お年寄りから学ぶ「白寿会と子どものなんでも教室」の開催



親子教室
(つるむらさきうどん作り)

2-3 心豊かな子どもを育てる機会、環境づくり

心豊かな子どもを育てるために早い段階で一流のもの、本物の「すごさ」を見聞させ広い視野で将来の夢と希望を抱けるような機会をつくります。

- 「関にし秋の祭典」や「市民の劇場」などの共催による、コンサートや演劇、講演会、スポーツ教室などの開催
- 子ども達の創意工夫によるイベントの開催
- 子どもの心身の発育に向けた軽スポーツ教室の開催
- 青少年健全育成協議会との協力による「武芸川 青少年の主張大会」の開催
- あいさつ標語の募集と入選作「のぼり旗」の作成



聞いて下さい、私たちの学校の取り組み発表

お年寄りに生きがいと安らぎを与えられるまちづくり

家族、地域、行政が連携し、高齢者の安否確認や見守り、日常生活の支援ができる仕組みをつくりまします。

また、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの支援をはじめ、ふれあいや安らぎを与える憩いの場を提供します。



3-1 有能な団塊世代の有効活用

団塊世代はまだ第一線で十分活躍できる有能な人材です。この人たちの培ってきた能力を活用し、生きがいをもって明日のまちづくりに貢献できる場を提供します。

- 団塊の世代が持つ知識や能力を人材情報として登録し、高齢者の生きがいの創出となる身近な社会貢献活動の場の提供
- 地域のリーダーとして活躍していただくため、意識啓発講座や体験教室など参加しやすい機会の提供
- ふれあいいいききサロンやサークル活動への講師として派遣できる人材の育成



3-2 地域のたまり場づくり

高齢者の生きがい対策の強化や福祉の充実を図るため、学ぶ喜びが実感できる生涯学習講座の開催や福祉ボランティア活動への住民参加の拡大に加え、ふれあいや安らぎを与える憩いの場を提供します。

- 高齢者の方が気軽に参加できる生涯学習講座の開催、サークル活動の推進
- 自治会レベルの小さな単位での「ふれあいいいききサロン」の開催
- お茶会、食事会など気軽に参加できる場の提供
- 多世代型交流サロンの運営
- 介護でお悩みの皆さんが気軽に集える場の提供



ふれあいいいききサロン

3-3 高齢者の見守りと生活支援

家族、地域、行政が連携協力し、高齢者の安否確認や見守り、買い物やゴミ出し支援、在宅サービスなどの生活支援に取り組みまします。

- 高齢者世帯の安否確認、傾聴、日常生活の困りごとの手助けをする「ボランティア組織」の育成
- 独居老人の安心・安全な生活の見守りと、一人でできないことのお手伝いや困りごとの相談
- 移動手段を持たない買い物弱者の方のために、移動販売や宅配サービス業者と連携した買い物支援の提供
- 地域の女性会や子ども達と協力した高齢者世帯への健康食の配食サービスや食事会の開催



犯罪のない地域をめざし、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、青少年の非行防止や地域の子どものため、地域ぐるみで登下校の交通安全や防犯活動に取り組みます。

また、有事に即応できる防災対策の充実を図ります。

さらに、住民の健康増進活動の推進や便利で快適な交通網の整備と定住を高める基盤づくりを推進します。



4-1 防犯・防災、交通安全対策の充実

安全な地域づくりのためには、住民が主体となった防犯体制の構築が必要です。
また、スクールゾーンにおける交通安全や防犯活動に学校・地域が一体となって取り組みます。

- 青少年健全育成協議会や自治会と協力し、青色防犯パトロールの強化
- 交通安全協会や自治会、PTAと協力し、見守りボランティアによる通学路等の安全や防犯灯の不足箇所調査の実施
- 防犯灯、門燈、センサーライトによる夜間ライトアップ運動の推進
- 防災マップの作成（独居老人、高齢者、交通危険箇所）
- 消防団と連携し、日中の在宅者を対象にした初期消火訓練の実施



青色防犯パトロール



交通安全街頭指導



初期消火訓練のもよう

4-2 健康づくりの推進

武芸川の住民が健康であり続けるために、軽スポーツや食生活の改善による健康増進活動を推進します。

- ウォーキング、グラウンドゴルフ、パターゴルフなどの軽スポーツへの参加機会の創出
- 軽スポーツ指導、ヘルスアップ講演会等を通じた健康づくり意識の高揚
- 食生活の改善や健康食を普及させるための料理教室や講演会の開催
- 夜間でも安全に利用できるウォーキングコースの設定
- 子どもからお年寄りまで多世代が交流できるウォーキング大会等の開催



ウォーキング大会



パターゴルフ大会



生涯学習講座(ヨガ)



高齢者いきいき教室

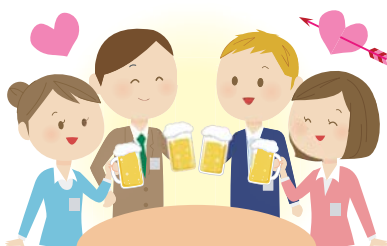
4-3 便利で快適な交通網の整備と定住を高める基盤づくり

車を持たない高齢者や児童・生徒等の交通弱者の移動を支援する仕組みをつくります。また、定住を高めるために交流人口の増加や若い世代が愛着を感じるまちづくりをめざすとともに、子どもの遊び場づくりを推進します。

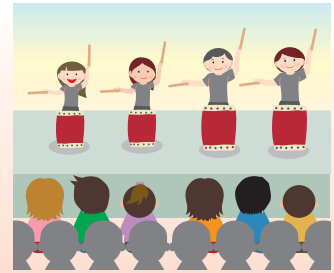
- 住民の要望を取り入れた地域バスの運行時間やコースの見直しの提案
- 公園、広場、スポーツ施設の充実や住民参加による清掃活動
- 結婚相談やパーティーの開催
- 休耕地、農作放棄地の有効活用を図り、流入人口の増加をめざす
- 空き家バンクを設置し、地域外からの移住希望者の募集
- コミュニティビジネスの育成・支援による雇用の場づくり
- 地域内バスの運行



地域巡回バス



地域が一丸となって地域自治の発展につながる取り組みが必要です。住民主体の地域づくりを推進するための組織づくりや、まちづくりを支える各種団体、企業、自治会、住民相互の交流を推進します。また、地域住民が一堂に集う交流イベントを開催します。



5-1 コミュニティの育成

これからの時代は、住民自らが意見や要求を出し合い、みんなで考え、自分たちでできることはみんなで協力して行う地域自治の確立が必要です。そのために、住民の力が最大限に発揮できるような組織づくりを推進します。

- 地域振興計画の推進母体となる部会の組織化
- NPO活動の育成・支援
- 行政や他地区の地域委員会との連携
- 住民の声を聴く「住民意見箱」の設置
- 地域づくりをけん引するリーダーの育成
- 自治会活動の活性化支援
- 「くらしのカレンダー」の作成



5-2 地域づくりを支える活動の支援と住民相互の交流推進

地域内には、まちづくりを支える多様な団体が活動されています。これらの団体が、効果的で地域全体に広がりをもった活動となるよう団体、企業、自治会、住民相互の交流を促進します。

- 地元企業と地域住民の交流を図る「夏休み親子工場見学会」の開催
- 市の「道路里親制度」（アダプトプログラム）を活用した道路や公園の清掃活動の実施
- 自主防災活動等を通じた諸団体との連携交流の促進
- 女性会の復活と地域ごとに交流イベントの開催



清掃ボランティア活動

5-3 地域住民が一堂に集う目玉イベント・冠事業の開催

武芸川ふるさと夏まつり花火大会が地域住民に親しまれています。これ以外に地域住民が一堂に会し、地域の一体感が醸成される交流イベントや冠事業、住民相互の交流推進や交流人口の増加をめざした施策を推進します。

● 地域住民、団体、企業が一堂に集うイベントの開催

- ◆ 文化祭・農業祭・産業祭
- ◆ ご当地グルメ祭り、新鮮野菜直売会
- ◆ 餅つき大会・特大しし鍋大会
- ◆ 市民ウォーキング大会
- ◆ サイクルツーリング



太極拳の演舞



武芸川ふるさと夏まつり花火大会



エイサー太鼓の演舞



花火大会点火式



武芸川中学校吹奏楽部の演奏



盆おどり



歌って楽しい童謡・唱歌



関にし秋の祭典



武芸川まちづくり委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、武芸川まちづくり委員会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を関市武芸川生涯学習センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、武芸川地域において、地域の特性を生かしたまちづくりを効果的に推進するための地域振興計画に基づき、諸団体及び個人が結束・連携し、まちづくりに必要な事業を展開することで地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 指定管理施設の有効利用と管理運営に関する事業
- (3) 加盟団体の連携と協調に関する事業
- (4) 環境の保全を図る事業
- (5) 保健、福祉の増進を図る事業
- (6) 社会教育の推進を図る事業
- (7) 地域の安全を図る事業
- (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (9) 子どもの健全育成を図る事業
- (10) 地域内バス運行業務
- (11) その他、目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する団体の代表及び武芸川地域のまちづくり推進に意欲のある個人をもって構成する。

2 本会に新規加入する場合及び本会から退会する場合は、役員会において承認を得て、総会に報告するものとする。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名
- (3) 委員 23名以内（うち1名は事務局長とする）
- (4) 監事 2名

2 本会に若干名の顧問を置くことができる。

(事務局)

第7条 本会に事務局を置き、本会の会務及び予算の執行を掌る。

- 2 事務局には、事務局長及び事務員等を置くものとする。
- 3 事務局長及び事務員等は、委員長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 事務員等は、委員長が必要と認めたときに限り、会議に出席することができる。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長、副委員長、委員及び監事は、総会において選任する。
- (2) 顧問は、委員長が役員会の承認を得て委嘱する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、いずれかがその職務を代理する。
 - (3) 委員は、第4条に掲げる事業に必要な具体的施策を企画・立案する。
 - (4) 監事は、会計及びその他の事務を監査する。
- 2 顧問は、委員長の諮問に応じ、本会運営に助言することができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。

(総 会)

第12条 総会は、毎年度、事業終了後に開催するものとし、委員長が招集する。

2 総会は、すべての会員により構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、委員長がこれにあたる。

4 総会は、次の事項について審議・決定する。

- (1) 事業計画及び事業実績報告に関する事項
- (2) 収支予算及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) 指定管理施設の管理要領の制定及び改廃に関する事項
- (5) 役員の選任に関する事項
- (6) その他会務運営上必要な重要事項

5 総会の議決は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 会員総数の3分の2以上から、会議開催の必要性を記載した書面をもって請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき

2 臨時総会は、すべての会員で構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。

3 臨時総会の議長は、委員長がこれにあたる。

4 臨時総会の議事は、あらかじめ通知した事項とする。

5 臨時総会の議決は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、次の各号の一に該当する場合に委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 役員総数の3分の2以上から、会議開催の必要性を記載した書面をもって請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき

2 監事及び顧問は、委員長が必要と認めた場合に限り、役員会に出席する。

3 役員会の議長は、委員長がこれにあたる。

4 役員会の議決は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の権能)

第15条 役員会は、次の事項について権能を有し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業の契約及び軽微な予算の変更に関する事項
- (4) 会員の入退会に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部 会)

第16条 本会は、第4条に掲げる事業を推進するために、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(経 費)

第17条 本会運営に要する経費は、まちづくり事業推進のための補助金または交付金、指定管理施設の管理受託金、利用料金、使用料金及びその他の収入をもって充てる。

(会 計)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、出納閉鎖日は4月末日とする。

(委 任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て委員長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年10月28日から施行する。

2 本会発足日から平成23年3月31日までの第8条に規定する役員の選出は、武芸川まちづくり準備委員会が権能を有するものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月17日から施行する。

武芸川まちづくり委員会 組織図

総 会

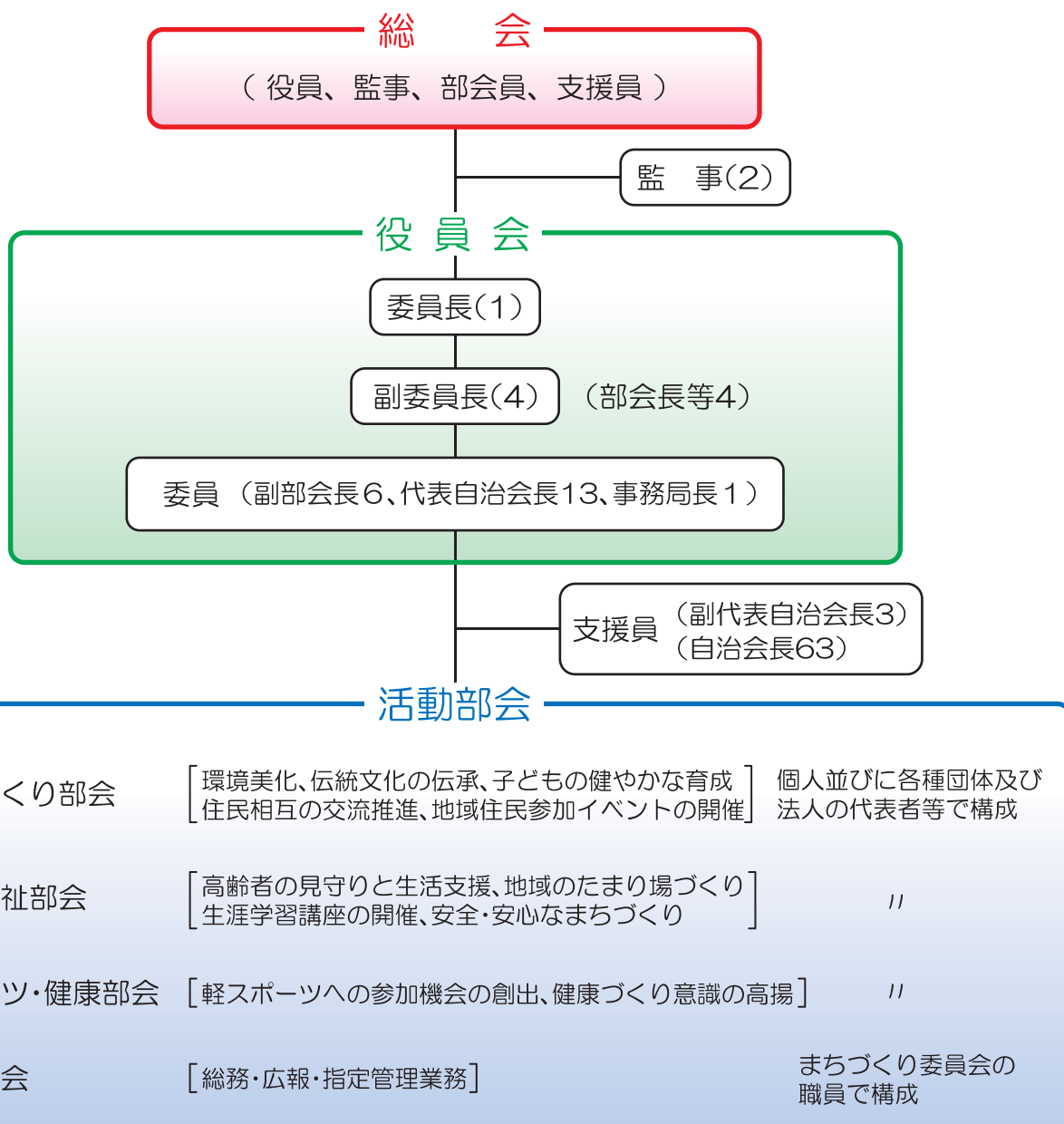
武芸川まちづくり委員会の最高決定機関です。1年間の活動や予算等について審議し、決定します。役員、監事、部会員及び支援員で構成します。

役 員 会

総会で審議することや委員会の運営に関することを決定します。委員長、副委員長、委員及び事務局長で構成します。

活動部会

地域課題を解決するための事業を実施します。武芸川地域の住民や武芸川で活動する各種団体や法人の代表者等で構成します。





武芸川地域振興計画

美しい緑と清らかな川
郷土愛と温もりにあふれるまち

発行日：平成27年6月

発 行：武芸川まちづくり委員会
関市武芸川町小知野779-1

TEL 0575-46-3611

FAX 0575-46-3612

